

令和6年度 高岡市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、もって本市の障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進を図るものである。

2 用語の定義について

この調達方針について使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この調達方針は、高岡市の全組織における物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

本市において、調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能施設等とする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等
 - ア 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 就労継続支援 A 型・B 型事業所
 - エ 生活介護事業所
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 小規模作業所
- (2) 障害者を多数雇用している企業等
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所
 - (ア) 障害者の雇用者数が 5 人以上
 - (イ) 障害者の割合が従業員の 20%以上
 - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上
 - ウ 在宅就業障害者
自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
 - エ 在宅就業支援団体
在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

5 調達の対象品目

(1) 物品

- ・食品（パン、お菓子、弁当、野菜等）
- ・小物、雑貨、記念品
- ・日用品、生活雑貨
- ・その他（上記以外の各種物品）

(2) 役務

- ・印刷（冊子、パンフレット、封筒・ハガキ、名刺等）
- ・事務作業（封入、シール貼り、仕分け、発送等）
- ・各種作業（清掃、園芸、管理等）
- ・その他（上記以外の各種役務）

6 調達の目標

令和6年度に本市が達成すべき優先調達の目標は、300万円とする。

7 調達の推進方法

障害者就労施設等から提供可能な物品、役務についての情報を収集し、これらの情報をもとに、各所属に対し障害者就労施設等への優先調達を依頼する。また、市のホームページに掲載し、情報を周知する。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本市における障害者就労施設からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表する。

9 当該調達方針に基づく窓口

この調達方針の窓口は、福祉保健部社会福祉課とする。